日調連発第１０７号
令和５年７月１３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関する周知について（依頼）

標記について、内閣府から別添のとおり依頼がありましたので、貴会会員へ周知されるようお願いします。

本件は、内閣府からの標記法律（令和 3 年法律第 84 号）第 5 条及び第 12 条に基づく注視区域及び特別注視区域の指定に関する 1 回目の告示案内（令和 5 年 2 月 1 日付け日調連発第 339 号参照）に続き 2 回目の告示案内と同法に関する引き続きの周知依頼です。

なお、前回同様、内閣府から貴会へ、標記法律に関するリーフレット（100 部）が送付されますので、周知の際に活用いただきますようお願いします。

また、内閣府から、同リーフレットの、追加の希望がある場合は追送することも可能である旨伺っておりますので、その際は当連合会事務局まで連絡願います。

事　務　連　絡
令和５年７月１２日

日本土地家屋調査士会連合会　御中

内閣府政策統括官（重要土地担当）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関する周知について（依頼）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第 84 号。以下「法」という。）第５条及び第 12 条に基づく注視区域及び特別注視区域について、本日、告示（内閣府告示第98号（令和５年７月 12 日））し、官報において公示しました（別添１）。

本告示は、本年８月15日をもって施行することとしており、同日以降、内閣府において注視区域及び特別注視区域における土地及び建物（以下「土地等」という。）について、法第６条に基づく利用状況の調査を行うこととなります。また、特別注視区域における土地等について、法第13条に基づく届出義務が生じることとなるなど、法の着実な執行を図っていく必要があります。

つきましては、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家である土地家屋調査士の皆さまに、法制度等についてご承知おきいただきたく、法制度に関するリーフレット（別添２）を送付しますので、貴会におかれては、各土地家屋調査士会及び会員への周知について、御配慮いただくようお願いします。

なお、上記資料のほか、注視区域及び特別注視区域に係る図面（区域図）及び届出制度等について、内閣府ホームページ（別添３）に詳細な情報を掲載していますので、申し添えます。

（別添１）

区　域	名　称 （赤字は特別注視区域）	管轄法務局等
宮城県石巻市	防衛マイクロ上品山通信中継所	仙台法務局石巻支局
	金華山	
東京都大島町	大島	東京法務局本局
東京都新島村	航空装備研究所新島支所	
	新島	
東京都三宅村	三宅島（一）～（三）※３箇所	
東京都御蔵島村	御蔵島	
東京都青ヶ島村	青ヶ島（一）、（二）※２箇所	
東京都小笠原村	父島基地分遣隊、小笠原海上保安署	
	夜明山送信所	
	硫黄島航空基地、硫黄島	
	聟島	
	母島	
	北硫黄島	
新潟県新潟市	新潟分屯基地、新潟空港	新潟地方法務局本局
	新潟基地分遣隊	
新潟県新発田市、北蒲原郡聖篭町	小舟渡通信所、新発田駐屯地	新潟地方法務局新発田支局
新潟県上越市	高田駐屯地	新潟地方法務局上越支局
新潟県佐渡市	佐渡分屯基地	新潟地方法務局佐渡支局
	佐渡島（一）～（三）※３箇所	
	佐渡海上保安署	
石川県金沢市	金沢駐屯地	金沢地方法務局本局
石川県小松市、加賀市	小松基地、佐美送信所	金沢地方法務局小松支局
石川県輪島市、鳳珠郡能登町	輪島分屯基地	金沢地方法務局輪島支局
石川県輪島市	舳倉島	
鳥取県米子市	米子駐屯地	鳥取地方法務局米子支局
鳥取県米子市、境港市	美保通信所、美保基地	
鳥取県境港市	高尾山分屯基地	
島根県松江市		松江地方法務局本局

区　域	名　称 （赤字は特別注視区域）	管轄法務局等
島根県松江市	沖ノ御前島	松江地方法務局本局
	鶴島	
	乙島	
	平島	
	士島	
	大島	
島根県隠岐郡海士町	中ノ島	松江地方法務局西郷支局
島根県隠岐郡西ノ島町	西ノ島（一）、（二）※２箇所	
島根県隠岐郡知夫村	知夫里島	
高知県香南市	高知駐屯地	高知地方法務局香美支局
高知県室戸市	室戸通信所	高知地方法務局安芸支局
高知県宿毛市	沖の島	高知地方法務局四万十支局
高知県土佐清水市	土佐清水分屯基地	
長崎県壱岐市	壱岐警備所、若宮島中継所	長崎地方法務局壱岐支局
	壱岐海上保安署	
長崎県対馬市	対馬（十）	長崎地方法務局対馬支局
鹿児島県鹿児島郡三島村	竹島	鹿児島地方法務局本局
鹿児島県鹿児島郡十島村	口之島	
	臥蛇島	
	平島	
	諏訪之瀬島（一）、（二）※２箇所	
	悪石島	
	小宝島	
	宝島（一）、（二）※２箇所	
鹿児島県霧島市	国分駐屯地	鹿児島地方法務局霧島支局
	鹿児島音響測定所	
鹿児島県薩摩川内市	川内駐屯地	鹿児島地方法務局川内支局
	下甑島分屯基地	
	川内原子力発電所	
	下甑島（一）、（二）※２箇所	
鹿児島県鹿屋市、曽於郡大崎町	串良送信所	鹿児島地方法務局鹿屋支局 鹿児島地方法務局曽於出張所

区　域	名　称 （赤字は特別注視区域）	管轄法務局等
鹿児島県鹿屋市	高隈 ASR 局舎	鹿児島地方法務局鹿屋支局
	古江貯油処	
	鹿屋航空基地	
鹿児島県鹿屋市、肝属郡錦江町	横尾岳レーダー局舎	
鹿児島県肝属郡錦江町、南大隅町	根占受信所	
鹿児島県奄美市	奄美駐屯地	鹿児島地方法務局奄美支局
	奄美大島分屯基地	
	奄美大島（一）、（二）※２箇所	
	奄美海上保安部	
鹿児島県大島郡大和村、宇検村	名音中継所	
鹿児島県大島郡宇検村	奄美大島（三）	
鹿児島県大島郡宇検村、瀬戸内町	奄美大島（四）	
鹿児島県大島郡瀬戸内町	瀬戸内分屯地	
	奄美基地分遣隊、古仁屋海上保安署	
	請島・ジャナレ島・木山島（一）、（二）※２箇所	
	与路島（一）、（二）※２箇所	
鹿児島県大島郡喜界町	喜界島通信所、喜界島（二）	
	喜界島（一）～（三）※３箇所	
鹿児島県大島郡徳之島町	徳之島（二）～（四）※３箇所	
鹿児島県大島郡天城町	徳之島（一）	
鹿児島県大島郡伊仙町	徳之島（五）～（七）※３箇所	
鹿児島県大島郡和泊町	沖永良部島（一）～（四）※４箇所	
鹿児島県大島郡知名町	沖永良部島分屯基地	
	沖永良部島（五）、（六）※２箇所	
鹿児島県大島郡与論町	与論島（一）～（三）※３箇所	
鹿児島県西之表市	種子島（一）、（二）※２箇所	鹿児島地方法務局種子島出張所
	種子島海上保安署	
鹿児島県熊毛郡南種子町	種子島（三）	
鹿児島県熊毛郡屋久島町	屋久島（一）、（二）※２箇所	鹿児島地方法務局屋久島出張所
	口永良部島（一）、（二）※２箇所	

区　域	名　称 （赤字は特別注視区域）	管轄法務局等
沖縄県南城市	知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）、知念高射教育訓練場（航空自衛隊）	那覇地方法務局（本局）
	久高島	
沖縄県島尻郡粟国村	粟国島	
沖縄県島尻郡南大東村	南大東島（一）～（三）※３箇所	
沖縄県島尻郡北大東村	北大東島（一）、（二）※２箇所	
沖縄県島尻郡久米島町	久米島分屯基地	
	久米島（一）、（二）※２箇所	
沖縄県島尻郡伊平屋村	伊平屋島（一）、（二）※２箇所	那覇地方法務局名護支局
	野甫島	
沖縄県宮古島市	宮古島駐屯地、宮古島分屯基地	那覇地方法務局宮古島支局
	保良訓練場	
	宮古島（一）、（二）※２箇所	
	伊良部島・下地島	
	宮古島海上保安部	
沖縄県宮古郡多良間村	多良間島	
	水納島	
沖縄県石垣市	石垣駐屯地	那覇地方法務局石垣支局
	石垣海上保安部	
	石垣島（一）～（四）※４箇所	
沖縄県八重山郡竹富町	西表島（一）、（二）※２箇所	
	外離島・内離島	
	鳩間島	
	波照間島	
沖縄県八重山郡与那国町	与那国駐屯地、与那国島（二）、（三）	
	次世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島（一）	
	与那国島（二）～（四）※３箇所	

別添２

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律



内閣府
Cabinet Office

重要土地等調査法制定の経緯

我が国では、国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用をめぐって、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきました。

こうした状況の中、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和２年７月17日閣議決定）において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」ことが決定されました。

この閣議決定を受け、内閣官房に「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」が設置され、同会議の提言を踏まえた「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（令和３年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。）が、令和３年６月23日に公布され、令和４年９月20日に全面施行されました。

重要土地等調査法の概要

本法は、安全保障上重要な施設（以下「重要施設」という。）や国境離島等の機能を阻害する土地・建物（以下「土地等」という。）の利用を防止するため、重要施設の周辺や国境離島等を「注視区域」・「特別注視区域」として指定し、国が区域内の土地等の利用状況等の調査を行い、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為（以下「機能阻害行為」という。）が認められた場合には、土地等の利用者に対し、機能阻害行為の中止等の勧告・命令を行うものです。

重要土地等調査法の概要

［**目的**］重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止

※運用の細目は**基本方針**で規定

注視区域

重要施設の周辺　防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設[※]の周辺の区域（おおむね1,000m）

[※] 原子力関係施設と空港（自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設）

国境離島等　国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域

➡ ①区域内にある土地等の利用状況を**調査**

②調査結果を踏まえた**勧告・命令**、③必要がある場合、国による土地等の買取りを実施。

特別注視区域

注視区域のうち、機能が特に重要なもの、機能阻害が容易であり代替が困難なもの

➡ 上記①～③に加え、④土地等の所有権移転等に際しての**届出**を義務付け。

※届出対象となる土地等の面積規模 ＝ 200㎡以上

調査

対象：土地等の所有者、賃借人等

事項：
- 所有者等：氏名、住所、国籍等
- 利用状況

手法：
- 現地・現況調査
- 公簿収集
- 所有者等からの報告徴収

届出（特別注視区域のみ）

対象：土地等の所有権移転等

届出事項：
- 氏名、住所、国籍等
- 利用目的、所在、面積等

勧告・命令等

- 他法令に基づく措置
- 機能阻害行為の中止の勧告 ➡ 命令
- 国による損失の補償
- 国への買入れの申出

国による土地等の買取り

注視区域及び特別注視区域の指定

注視区域

重要施設[※]の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、「注視区域」として指定することとしています。

特別注視区域

重要施設や国境離島等の機能が特に重要、又はその機能を阻害することが容易で、他の重要施設や国境離島等によるその機能の代替が困難である場合は、注視区域を「特別注視区域」として指定することとしています。

[※] 重要施設とは・・・

- ○ 防衛関係施設
- ○ 海上保安庁の施設
- ○ 生活関連施設（原子力関係施設と空港（自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設））

注視区域・特別注視区域を指定した場合、内閣府のホームページ（裏表紙に記載）において区域図を掲載するほか、官報に公示します。

調　査

注視区域・特別注視区域内の土地等で機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握するために調査を行うこととしています。

調査は、公簿等（不動産登記簿、住民基本台帳等）の収集を基本とし、必要に応じて、現地・現況調査や、土地等の利用者その他の関係者からの報告又は資料の提出の方法を適切に組み合わせる形で実施します。

機能阻害行為

機能阻害行為とは・・・
　重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為

機能阻害行為の類型（例示）

機能阻害行為に該当すると考えられる行為	機能阻害行為に該当するとは考えられない行為
➢ 自衛隊等の航空機の離着陸やレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置 ➢ 施設に対する妨害電波の発射 ➢ 領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更　等	➢ 施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住 ➢ 施設周辺の私有地における集会の開催 ➢ 国境離島等の海浜で行う漁ろう　等

※上記の機能阻害行為はあくまで一例として掲載しているものなので、実際に機能阻害行為に該当するか否かについては、個別具体的な事情に応じて、適切に判断することになります。

勧告・命令

注視区域内・特別注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を機能阻害行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるとき。

▼

土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告します。

▼

勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命じます。

届　出

「特別注視区域」にある土地・建物については、所有権等の移転等をする契約を締結する場合、国への**届出が必要**となります。
※届出は、土地・建物の取引自体を規制するものではありません。

	内 容	備 考
届出の対象	面積（建物［※］の場合は、各階の床面積の合計）が200平方メートル以上の土地及び建物	［※］マンションは、専有部分の床面積が200平方メートル以上である場合、届出の対象になります。
届出の対象となる契約	売買、贈与、交換、形成権（予約完結権、買戻権）の譲渡等（これらの予約である場合も含みます。）	賃貸借、相続等は対象外です。
届出を行う必要がある者	契約の当事者	売主と買主の双方が届出を行う必要があります。
届出の期限	契約締結前（一部を除く。）	――
届出事項	●当事者の氏名又は名称及び住所［※］ ●土地等の所在及び面積 ●土地等に関する所有権等の種別及び内容 ●土地等の利用目的 ●譲受け予定者等の国籍等 ●土地等の利用の現況 ●契約予定日	［※］法人の場合は、代表者の氏名も必要となります。

届　出

届出様式（記載例）

売主と買主が連名で届出を行う場合の様式
※売主又は買主が単独で届出を行うこともできます。

記載例

別記様式第三（第四条関係）

土地等売買等届出書

２０××年××月××日

内閣総理大臣　殿

届出者（譲渡し予定者等）　住　所　Ａ県Ｂ市〇〇一丁目２番３号
氏　名　乙山　次郎
連絡先　×××－××××－××××

届出者（譲受け予定者等）　住　所　Ａ県Ｂ市〇〇一丁目１番１号
株式会社△△不動産
氏　名　代表取締役　甲野　太郎
国籍等　日本
（法人の場合）府令第５条第１項第２号該当性　☐該当　☑非該当
担当者　■■
連絡先　×××－××××－××××

譲受け予定者等が法人の場合は、「該当」又は「非該当」のいずれかにチェック（レ点記入）が必要

代表者が日本の国籍を有しない場合等には、「該当」にチェック（レ点記入）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第 13 条第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

土地又は建物ごとに、それぞれ一つずつ記載

1　土地等に関する事項

所在		面積（床面積）	利用の現況
☑土地 ☐建物	Ａ県Ｂ市△△一丁目１番２	370.00 ㎡	宅地
☐土地 ☑建物	Ａ県Ｂ市△△一丁目１番２　１番２の１	290.00 ㎡	居宅

2　所有権等の種別・内容　☑所有権の移転（内容：　）
☐その他（　）の☐移転　☐設定（内容：　）

3　利　用　目　的　宅地、居宅

4　契　約　予　定　日　２０××年××月××日

届出の対象となる権利が所有権の場合は、「所有権」にチェック（レ点記入）

届出先

郵送で届出を行う場合	〒100－8914　東京都千代田区永田町 1－6－1 内閣府 政策統括官（重要土地担当） 届出担当
オンラインで届出を行う場合	内閣府のホームページ（裏表紙に記載）にある専用サイトにアクセス

以上のほかにも、届出に関する手続や様式・記載要領を、内閣府のホームページ（裏表紙に記載）に掲載していますので、ご参照ください。

よくあるご質問

Q1 自分の土地や建物が指定された区域内にあるかどうかは、どのようにして調べることができますか？

A1 裏表紙に記載している内閣府のホームページに詳細な区域の図を掲載していますので、そちらでご確認ください。

Q2 区域指定によって、土地や建物の取引ができなくなりますか？
また、日常生活や事業活動にどのような影響が生じますか？

A2 特別注視区域内においては、土地や建物の売買等に当たり、届出が必要となる場合がありますが、不動産の取引自体を規制するものではありません。
また、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行う制度であり、一般的な生活や事業活動には影響ありません。

Q3 届出は、当事者でなく代理の者が行ってもいいですか？

A3 届出を郵送で行う（書面を提出する）場合は、契約の当事者以外の方でも構いません。
その場合、届出書の「連絡先」欄に、その代理の方の氏名又は法人名、電話番号及びメールアドレス等を記載して提出してください（委任状を添付する必要はありません）。

Q4 調査とは具体的にどのようなものですか？
思想や信条に係る情報も調査対象ですか？

A4 不動産登記簿等の収集を基本とした調査を国が行います。
思想や信条に係る情報を含め、その土地や建物の利用に関連しない情報を調査することはありません。

お問い合わせ先

内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL：0570－001－125（平日9:30~17:30）

内閣府のホームページ

https://www.cao.go.jp/tochi-chosa

内閣府　重要土地





内閣府政策統括官（重要土地担当）

別添３

（内閣府ホームページ）

・重要土地等調査法（右 QR コードからもアクセス可能）
https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html

・区域の指定について
https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki.html

・届出について
https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/todokede.html

（問い合わせ先）

内閣府重要土地等調査法コールセンター

電話番号　０５７０－００１－１２５（平日９：３０～１７：３０）